

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正

参 考 2  
平成 29 年 3 月 9 日  
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(定 義)</p> <p>第 3 条 この規則において「不動産投信等」とは、投資信託約款（以下「約款」という。）又は投資法人規約（以下「規約」という。）において投資信託財産又は投資法人の財産の総額の 2 分の 1 を超える額を不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応型証券等に対する投資として運用することを目的とする旨を規定している投資信託及び投資法人をいう。</p> <p>2 この規則において「不動産等」とは、次に掲げる資産をいう。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p><u>(10) 投信法第194条第2項に規定する場合において、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年十一月十七日総理府令第二百二十九号）第221条の2に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）のうち、資産のすべてが不動産及び当該不動産に係る金銭債権等である法人（外国金融商品市場に上場されているもの及び外国において開設されている店頭売買金融商品市場に登録等をされているものを除く）が発行する</u></p>	<p style="text-align: center;">不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</p> <p>(同 左)</p> <p>(定 義)</p> <p>第 3 条 この規則において「不動産投信等」とは、投資信託約款（以下「約款」という。）又は投資法人規約（以下「規約」という。）において投資信託財産又は投資法人の財産の総額の 2 分の 1 を超える額を不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応型証券等に対する投資として運用することを目的とする旨を規定している投資信託及び投資法人をいう。</p> <p>2 この規則において「不動産等」とは、次に掲げる資産をいう。</p> <p>(同 左)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>株式又は出資。</u></p> <p>第3項～第10項 (略)</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>(不動産等の評価)</p> <p>第6条 不動産投信等が保有する次に掲げる資産は、当該各号に定める価額により評価するものとする。</p> <p>(1) 第3条第2項第4号に規定する外国の資産 第5条第1項に規定する評価方法の中から運用会社が適当と認めた評価方法により算出した価額(当該資産が外貨建ての場合は、<u>外貨建て価額と邦貨換算した価額を併記するものとする。</u>)</p> <p>(2) 第3条第2項第5号に規定する信託の受益権 受託会社が提示する価額</p> <p>(3) 第3条第2項第6号に規定する金銭の信託の受益権 受託会社が提示する価額</p> <p>(4) 第3条第2項第7号に規定する不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合の営業者が提示する当該匿名組合出資持分の評価額(当該匿名組合の決算を反映した価額)</p> <p>(5) 第3条第2項第8号に規定する金銭の信託の受益権 受託会社が提示する価額</p> <p>(6) 第3条第2項第9号に規定する資産 前4号に規定する価額(当該資産が外貨建ての場合は、<u>外貨建て価額と邦貨換算した価額を併記するものとする。</u>)</p> <p><u>(7) 第3条第2項第10号に規定する資産 海外不動産保有法人の営業者が提示する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の評価額(当該海外不動産</u></p>	<p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(不動産等の評価)</p> <p>第6条 不動産投信等が保有する次に掲げる資産は、当該各号に定める価額により評価するものとする。</p> <p>(1) 第3条第2項第4号に規定する外国の資産 第5条第1項に規定する評価方法の中から運用会社が適当と認めた評価方法により算出した価額(当該資産が外貨建ての場合は、邦貨換算した価額とする。)</p> <p>(2) 第3条第2項第5号に規定する信託の受益権 受託会社が提示する価額</p> <p>(3) 第3条第2項第6号に規定する金銭の信託の受益権 受託会社が提示する価額</p> <p>(4) 第3条第2項第7号に規定する不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合の営業者が提示する当該匿名組合出資持分の評価額(当該匿名組合の決算を反映した価額)</p> <p>(5) 第3条第2項第8号に規定する金銭の信託の受益権 受託会社が提示する価額</p> <p>(6) 第3条第2項第9号に規定する資産 前4号に規定する価額(当該資産が外貨建ての場合は、邦貨換算した価額とする。)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>保有法人の決算を反映した価額。当該資産が外貨建ての場合は、外貨建て価額と邦貨換算した価額を併記するものとする。</u></p> <p>2 前項第2号から<u>第7号</u>に規定する資産を評価する場合において、当該資産の受託会社又は営業者から当該資産に係る価額の提示が得られない等やむを得ない事由が生じた場合には、運用会社は、細則で定める評価方法により当該資産を評価できるものとする。</p> <p>*細則第2条</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成29年3月9日から実施する。 <u>ただし、同改正について、規約の変更を伴う場合には、当該投資法人における規約改正日以降の適用とする。</u></p>	<p>2 前項第2号から<u>第6号</u>に規定する資産を評価する場合において、当該資産の受託会社又は営業者から当該資産に係る価額の提示が得られない等やむを得ない事由が生じた場合には、運用会社は、細則で定める評価方法により当該資産を評価できるものとする。</p> <p>*細則第2条</p> <p>(同 左)</p>